

アプリ定期預金 商品概要

2025年6月2日 現在

商品名	アプリ定期預金
販売対象	「しののめ信金アプリ+」に口座を登録いただいているお客さま
期 間	1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年（単利型） 3年、4年、5年（複利型）
満期時の取扱	自動継続扱いとし、預入時に継続方法（元利金継続、元金継続）をご指定いただきます
預 入	預入方法／一括預入 預入金額／100円以上、1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払戻します
適用金利	固定金利 預入時の店頭表示の利率+0.10%を約定利率として満期日まで適用します 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します
税 金	個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります
手数料	—
付加できる特約事項	総合口座担保定期預金は、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の解約利率を適用いたします （単利型）預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います （複利型）預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「お客さま相談室（8時45分～17時、電話：0120-160-088）」にお申し出ください 紛争解決措置 群馬弁護士会（電話：027-234-9321）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記「お客さま相談室」または「関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）」、「全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）」にお申し出ください。なお、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です
その他参考となる事項	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します 通帳、証書の発行はいたしません 契約内容は「しののめ信金アプリ+」よりご確認ください マル優の取扱ができません 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります